

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体で付加価値向上や社会貢献に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄ならびに循環型社会の構築を目指します。その際、働き方改革や災害時等の事業継続の観点から、取引先のデジタル化支援やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、コンプライアンスを遵守し公平公正な取引関係の構築に努め、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に向け取り組みます。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、外部環境の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②型管理などのコスト負担

経済産業省「型取扱いに関する覚書」を参考に型管理の適正化に取組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

### ③手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

### ④知的財産・ノウハウ

中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン」を参考に取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2023年3月1日

ダイキョーニシカワ株式会社

代表取締役社長 内田 成明